公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 理事会提出役員選任議案作成に関する基準

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会(以下「本協会」という。)の定款第24条に定める役員の選任において、理事会が社員総会に提出する議案(以下「選任議案」という。)の作成に関する基準を定めることを目的とする。

(候補者の構成)

第2条 選任議案における役員候補者の構成は、次の区分に従う。

(1)	日本学生アメリカンフットボール協会の推薦理事	6 名
(2)	日本社会人アメリカンフットボール協会の推薦理事	5名
(3)	全国各地区の普及を推進する競技統括団体の推薦理事	4名
(4)	高校生アメリカンフットボール競技統括団体の推薦理事	1名
(5)	小中学生アメリカンフットボール競技統括団体の推薦理事	1名
(6)	審判・学識経験者等の推薦理事	7名以内

(7) 監事 2名

2 理事については、原則として女性を3名以上含むものとする。

(定年)

第3条 理事の候補者は、選任を決議する社員総会の日において、その年齢が 75歳未満でなければならない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるところによる。

附 則 (平成25年2月24日理事会決議) この規程は、決議の日から施行する。

附 則 (平成30年5月26日理事会決議) この規程は、決議の日から施行する。 附 則 (2020年6月14日理事会決議) この規程は、決議の日から施行する。